

島交企乙第 1126 号
島交指乙第 86 号
島免乙第 6 号
令和3年2月12日

関係所属長 殿

保存期間	5 年
------	-----

島根県警察本部長

申請等における住民票の写しの添付省略について（通達）

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の規定（別添参照）により、令和元年12月16日以降、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）の添付が法令上規定されている申請等（申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知をいう。以下同じ。）のうち、確認すべき事項に係る情報を個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の提示を受けることで入手又は参照できるものについては、当該法令の規定にかかわらず、住民票の写し等の添付を要しないこととなったことを踏まえ、申請等については、下記のとおり対応されたい。

記

1 対象となる手続

(1) 運転禁止標章の除去の申請

（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の16第1号）

(2) 運転免許証の記載事項の変更の届出（住民基本台帳法の適用を受ける者であつて、変更事項が氏名の場合に限る。）

（道路交通法施行規則第20条第2項第2号）

(3) 運転免許取得者教育の認定の申請

（運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第5条第2項第1号）

(4) 自動車運転代行業における安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任の届出

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員規則第11号）第5条第2項第1号イ、同規則第5条第2項第2号イ）

2 具体的対応

前記1の手続に当たって申請者又は届出者から、住民票の写しの添付に代えて個人番号カードの提示がなされた場合には、当該個人番号カードによって本人確認を

行い、住民票の写しの添付を求めないこと。

なお、個人番号カードの提示がなされた場合における各手続の事務処理については、次のとおりとする。

(1) 前記1(1)については、申請者の同意を得た上で、個人番号カードの表面のみを複写し標章除去申請書（道路交通法施行規則別記様式第5の4）に添付することとするが、申請者の同意が得られない場合は、標章除去申請書の欄外に本人確認を行った職員の氏名及び確認日時を記載すること。

なお、個人番号カードの複写については、専用ケースに格納された状態で行うこと。

(2) 前記1(2)については、運転免許証記載事項変更届（道路交通法施行規則別記様式第16号）の確認物欄のその他の括弧内に「個人番号カード」と記載すること。

(3) 前記1(3)については、運転免許取得者教育認定申請書（運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年島根県公安委員会規則第3号）様式第1号）の枠外に「個人番号カード」と記載すること。

(4) 前記1(4)については、別途示達する。

3 その他

前記1の手続以外の手続については、個人番号カードの提示は、住民票の写しの添付の代わりとならないことに注意すること。

別添 〔略〕